

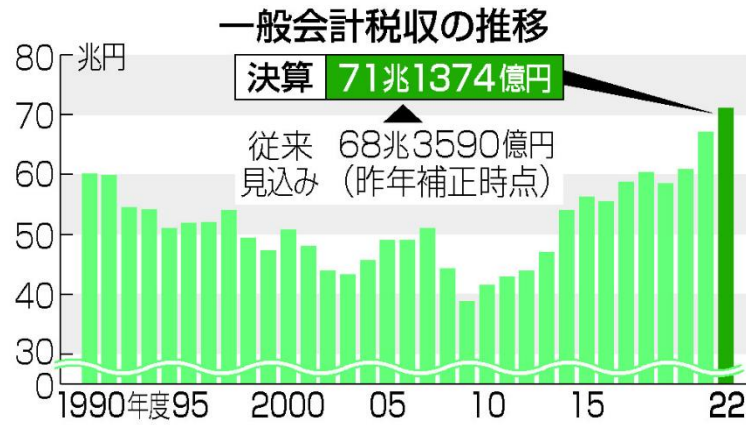
企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

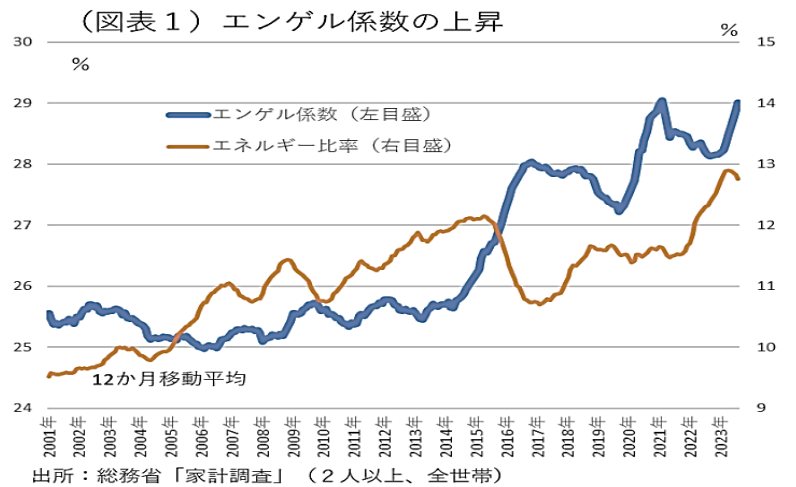
期限付き所得税減税の効果は？

岸田総理は税収増を国民に還元するために、期限付きで所得税を減税する方針を打ち出しました。岸田総理が所得税減税を打ち出した理由に税収増があります。

グラフのとおり、昨年度の国の税収は一般会計で71兆1,374億円と前の年度よりも4兆995億円増えて、3年連続で過去最高を更新しています。税収が70兆円を超えるのは初めてです。



一方で、食料品を始めとして物価高が深刻です。消費者物価指数は2022年より急ピッチで上昇し、特に総務省の発表によると、消費支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数が26%を超え40年ぶりの水準に達したと発表しています。



日本の農産物高くても買しましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

岸田総理は、物価高騰に苦しんでいる国民に税収増を還元する形で「早急に具体化していきたい」と述べています。

西田としては、物価高騰に苦しむ国民には所得税減税よりも消費税の減税もしくは廃止の方がよいと思います。世界の流れでどの国も消費税率の引き下げを実施しています。これが一番効果的です。

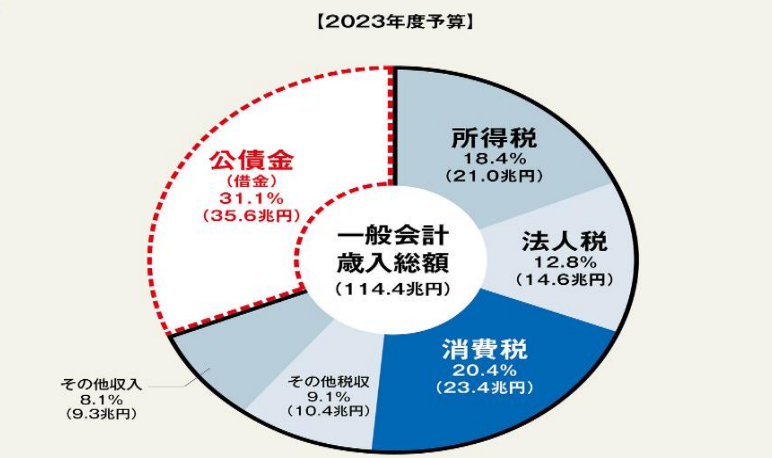
【所得税減税の案】

あくまで現時点での報道で変更の可能性はありますが、定額減税の案が出てきています。

定額減税	
金額	4万円/人
期限	1年間



とはいえ、岸田総理の真の狙いは選挙対策であることは皆さんご承知の通りです。減税を打ち出すことで、「低支持率」の現状の打開と「増税メガネ」の異名を払拭したい思いもあるでしょう。個人的には、日本は、一般会計の1/3を公債金に依存しており、借金大国です。そのため税収増はそのままこの国の借金の返済にあててもらいたいと思っています。将来の子供たち世代へ負担を先送りしている状況を改善すべきです。



年収の壁対策、政府正式発表

会社員や公務員に扶養されている配偶者の年収が一定額以上になると手取りが減ってしまう、いわゆる106万円・130万円の壁問題への対応策として、政府から「年収の壁・支援強化パッケージ」が発表されました。

温暖化は、砂漠化を広め、水不足になり、食糧難になり、世界の人口増加により深刻な食糧不足になっていく(鳥取研修より)生き残れるのは農民だけですよ。

<106万円・130万円の壁とは?>

106万円・130万円の壁とは、会社員や公務員に扶養されてパートなどで働く配偶者(第3号被保険者)の年収が106万円や130万円以上になると、それまで負担する必要のなかった社会保険料(年金保険料・健康保険料)を自ら負担することになり、配偶者の手取りが減る現象のことです。

扶養されている配偶者が従業員100人超の企業で週20時間以上働き、年収106万円以上になると、扶養を外れ自ら勤め先の厚生年金と健康保険に加入し、保険料を負担することになります。

また扶養されている配偶者の勤めている会社の規模にかかわらず、年収が130万円以上になる場合は扶養を外れ、自ら国民年金と国民健康保険に加入し保険料を負担しなければなりません。



そのため106万円の壁や130万円の壁を意識し働く時間を調整する方も多く、労働現場の人手不足の一因として問題視されています。

年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない		かからない	対象	
100万円	かかる				
103万円	かかる	かかる	かからない	対象	
106万円			かかる場合あり		
130万円			かかる		
150万円	かかる	かかる	かかる	対象	
201万円					

<年収の壁・支援強化パッケージとは>

① 106万円の壁・支援強化パッケージ

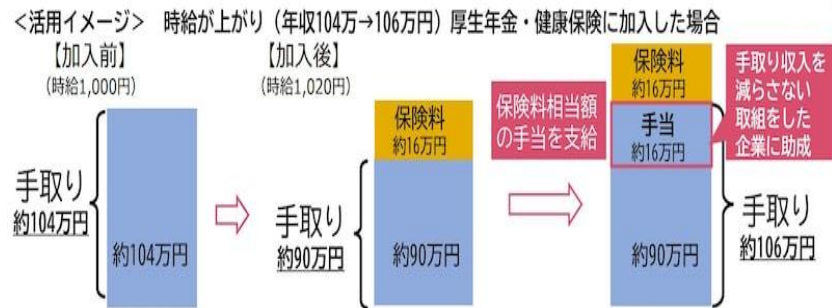
・パート・アルバイトの方が年収106万円以上になり、新たに厚生年金や健康保険に加入することになった場合、保険料負担で手取りが減らないような取り組みをした企業に対して労働者1人あたり最長3年間で最大50万円(*)の助成を行う。

・保険料負担で手取りが減らないような取り組みとは「賃上げ」「労働時間の延長」「社会保険適用促進手当」などを指す。

・社会保険適用促進手当については保険料を決める際の標準報酬月額算定対象外とする。



*助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4になります。



(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

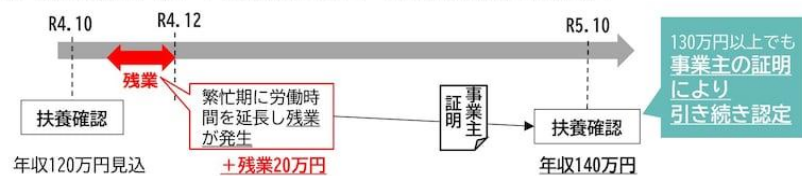
② 130万円の壁・支援強化パッケージ

- ・パート・アルバイトの方が繁忙期に労働時間を延長したなどの理由で、収入が一時的に上がった場合でも、事業主がその旨を証明すれば被扶養者のままでいることができる。
- ・ただしあくまでも「一時的な事情」として被扶養者認定を行うことから、連続2回(2年)までが上限。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



全農コン視察研修(鳥取県)に参加して

鳥取県に今回初めて訪れてみて、熊本は恵まれているなど感じました。農産物の輸送が厳しく、また人口も少ない為、どの経営者も考え工夫をせざるを得なかったため、海外進出や観光、発信などあらゆる方法をとられているのだと感じました。ただ、どこにいても今の時代情報の収集も発信も出来るので、やり方と行動するかどうかだと感じました。熊本は、交通の便もよく環境も恵まれており、まだまだ工夫次第だと感じました。ただ、鳥取は石破茂さんの出身地で元農水大臣ということもあり、農地の改良や補助金等もかなり有利に進んだのではないかと思います。ただ、観光地や外国人観光客も見当たらない、駅もホテルも人が少ないと寂しいところでした。(山口)

入社して初めて参加させていただきましたが、とても素晴らしい研修だったというのが私の所感です。鳥取県を訪れるのも初めてでしたが、立地の良い場所でも耕作放棄地が多い印象を受けました。熊本よりも空を広くみることができ景観がよいように感じました。素晴らしい経営者のおはなしや農業を見られてよい勉強になりました。観光はほとんどありませんでしたので、機会があればまた訪れたいと思います。(永村)

2回目の全農コンの研修に参加させていただきましたが、今回も中身の濃い有意義な研修となりました。最初は鳥取県ということで熊本よりも規模の小さいところの視察が多いのかなと思っていましたが、規模は小さくても試行錯誤をして売上を伸ばしていこうとしているところが多く、顧問先の社長にも今回の研修の内容を伝えて1つでも気づきを与えることが出来たらいいなと感じました。(児玉)

現地研修でお世話になった講師の方を始め、機会を設けてくださりまして、ありがとうございました。

③現地研修レポートは原文のまま掲載しています。

今月も無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時:「毎週水曜日 9:00~16:00の時間」

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜個別 無料相談

相続・贈与 開業支援 経営

096-368-2030



歓送迎会、各種大小宴会にご利用ください。
飲み放題付きパーティープランのご紹介
(要予約)

リーズナブルプラン 5,000円(税込)
(4名様より) 約40種類飲み放題 お時間2時間 計11品
料理内容:前菜・パスタ・ピッツァ・お肉料理 2~3品ずつ

厚切りステーキ付き贅沢プラン 6,500円(税込)
(4名様より) 約40種類飲み放題 お時間2時間 計11品
料理内容:前菜・パスタ・ピッツァ・お肉料理 2~3品ずつ
当店一押しプラン!料理のグレードアップに加えて厚切りサーロインステーキ付き!

贅沢三昧肉祭りプラン 9,000円(税込)
(4名様より) 前菜5品・パスタ1品・ピッツァ1品・お肉4~5品
※1週間前までにご予約くださいませ。

ご予約、お問い合わせは、096-285-7127まで

※また、この度ゆめマート龍田店にて冷凍ピザ《彩り野菜のミックスピッツァ》が取り扱われることとなりました。ご自宅でお店の味を楽しみたい方は是非一度お買い求めください。

営業時間

ランチ 11:30~15:00(14:15ラストオーダー)

ディナー 17:30~21:30(20:30最終入店)

(日曜祝日のみ17:30~21:00 20:00最終入店)

定休日 月曜日(祝日、連休の場合翌平日)

所在地 熊本市東区若葉2-3-5

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>

電子ニュース希望の方は mirai2030-shimada@memoad.jp まで